

被相続人による財産の処分・相続人の貢献と相続法

早稲田大学 法学部
岩志 和一郎

1 被相続人による処分と限界

(1) 贈与

① 特別受益との関係

持戻の対象(903 I)……遺留分を侵害しない限度で免除可能(同Ⅲ)……遺留分侵害の場合には減殺請求の対象

超過特別受益者の相続分(同Ⅱ)

持戻対象贈与に期間制限なし……価額算定基準(904)……相続開始時?

② 遺留分との関係

i) 算定基礎財産への算入(1029)

相続人に対する贈与……時期・持戻免除の有無にかかわらず算入(1044による903準用・最判平成10年3月24日)

非相続人に対する贈与……相続開始前1年間のもの(原則・1030前段)
1年より前のもの(例外・同後段)

ii) 遺留分減殺(1031)

減殺の対象(1031)……遺贈の優先(1033、但死因贈与554)……

後贈与の優先(1035)……負担付贈与減殺における負担価額の控除(1038)

相続人に対する贈与……時期・持戻免除の有無にかかわらず減殺(1044による903準用・最判平成10年3月24日)

非相続人に対する贈与……相続開始前1年間のもの(原則・1030前段)
1年より前のもの(例外・同後段)

(2) 遺贈

① 特別受益との関係

持戻の対象(903 I)……遺留分を侵害しない限度で免除可能(同Ⅲ)

超過特別受益者の相続分(同Ⅱ)

② 遺留分との関係

減殺の対象(1031)……遺贈の優先(1033、但死因贈与554)……

割合による減殺(原則・1034本文、例外・同但書)……負担付遺贈減殺における負担価額の控除(1038類推解釈)

(3) 特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」遺言

① 性質

遺産分割方法の指定(908、最判平成3年4月19日)……権利即時移転効⇔遺贈

② 特別受益との関係

特別受益該当説(持戻の対象となる……計算充当)

特別受益非該当説(一部分割による取得分……超過につき代償支払)

③ 遺留分との関係

減殺の対象(肯定)……減殺の順序?

2 親の扶養・面倒見と贈与・相続

(1) 扶養と面倒見の区別

扶養……法的義務 (≡) 面倒見……法的義務の範囲にない(730?)

(2) 扶養と相続

- ① 要扶養状態の必要性（親に財産がある限り扶養は問題とならない？）
- ② 扶養義務……金銭扶養……引取扶養……本来対価性のないもの
- ③ 扶養義務懈怠……過去の立替扶養料の求償（最判昭和42年2月17日）
- ④ 寄与分との関係……扶養と相続は相互性を持つか……厳密な意味で扶養は寄与とはいえない……ただし、扶養義務を尽くした結果、財産の維持があったとして、扶養料の求償で行くか、寄与分でいくかについては、考慮の余地がある

(3) 面倒見と贈与・遺贈・相続

① 贈与との関係

- i) 面倒見の謝礼としての贈与……[多額の場合特別受益（生計の資本）]……遺留分減殺の対象……遺留分放棄(1043)
- ii) 面倒見を条件とする贈与……負担付贈与……[特別受益？]……遺留分減殺における負担価額の控除(1038)……遺留分放棄（1043）

② 遺贈との関係

- i) 面倒見の謝礼としての遺贈……特別受益……遺留分減殺の対象……遺留分放棄（1043）
- ii) （生存配偶者の）面倒見を条件とする遺贈……負担付遺贈……特別受益……遺留分減殺における負担価額の控除(1038)……遺留分放棄（1043）

③ 相続との関係

- i) 相続人による面倒見……寄与分制度……寄与分の決定（協議・家裁）
- ii) 非相続人による面倒見……相続法の枠内での解決の限界（履行補助者構成等）……一般的財産法原理による解決（黙示の契約理論、不当利得構成等）

3 まとめ

- ・相続法の原理……被相続人の財産に関する決定権の尊重と相続人間の公平性の調整……相続させる遺言
- ・高齢化社会……自らの財産による自らの生活維持の必要性和方法の多様化（他者による面倒見、親族による面倒見）……高齢生存配偶者の生活保障の必要性……直系卑属の生活保障という側面の後退

このような中で考えるべきこと

面倒見や扶養

……相続との関係で考えるべきか。あるいは、相続との関係で考えるべきはどこまでか。

……優遇政策がもたらすもの